



令和 7 年 6 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

「税」とは平和の懸け橋である♪

GW も終わり、いよいよ暑くなってきますね。

今回の執筆は、普段私の頭の中にある想いを綴ろうかなと思います。若干真面目な話です。

前回、脱税というか節税の行き過ぎの話を書きました。

皆それぞれに意見があると思いますが、税理士としては、「経費を出来るだけぶち込む」発想は、割とアリだという認識です。経費か経費じゃないか。個人事業主の場合だと、そのうち何割が経費か。なんてことを考えるのですが、これは、非常に曖昧で線引きが難しい。

よくお客様からの質問で、これは経費になるの？と言われますが、なる場合もあれば、ならない場合もあるというのが現実です。だけど、経費になる一面がある。ということであれば、正々堂々、経費にしていくべきだと思います。

前回の記事の場合も、他の人に比べて交際費を破天荒に使うのだけれど、それは、選手会長なので、キャプテンなので、等々事業に必要な理由はあるはずです。ここで大事なのは、きちんと領収書もあり、主張が出来るという点。修正申告なので、やっぱり入れ過ぎてたわ。ということなのでしょうが、架空の領収書や売上隠しなどの脱税とは全く違いますよね。

つまり、節税はガンガン行ってもよいけど、脱税はアカン！ということです。

脱税している会社の社長というのは、大体、国がうまくお金を使わない。税金を取りすぎだ。とかの主張をしていて、国を相手に脱税していると思っている。違いますよね。国じゃなく、私達のお金を泥棒しているのです。なぜなら、そういう脱税した人の分を真面目な人達が払っているのだから。

また私は行政と話す場面も多いのですが、一部に、「市役所のお金」という考え方が過ぎる方がいます。いや、違いますよね。それは、市民・事業者から預かっているだけのお金です。春日井市でいけば、春日井市民や企業が春日井のため、そして日本のために払ったものを預かってもらっているということです。ちなみに、私の事務所が市で一番、税金を集めていると思われそうですが、「うちが集めたお金」という考え方は全くしません（笑）。

すなわち「税」とは、みんなのための共同のお財布みたいなものです。税金と聞くと嫌なイメージが強いものだと思いますが、私達の暮らしを守る最強の仕組みです。子供が犯罪に巻き込まれないように。もし病気になった時でも貧困にならないように。大規模災害があっても助けてもらえるように。老後も安心して暮らせるように。税理士として、「税」をもっと良い方向に理解され、応分の「税」を払うことは素晴らしいことだと思ってもらえたら嬉しいです。

一人一人で生きているのではなく、税を払い、サービスを受けることで、集団が形成され、秩序が保たれる。皆が大きな集団（大きな家族）の一員として、正しく税を払い、個人主義に徹することなく、大きな集団のために生きていく。

ちょっと真面目になり過ぎたかな(^^ゞ



本店
便り

新入社員紹介 2 人目！

文責：亀田

皆さんこんにちは。今月も引き続き、新入社員の自己紹介をお届けします。

初めまして。4 月から新入社員として入社した浜辺大（はまべ だい）と申します。

静岡県出身で富山県の大学に通い、就職を機に今年の 3 月に引っ越してきました。新しい環境で慣れないことが多い中、いろいろな方に助けていただいています。

小さいころから大学までサッカーをしていて、観戦することも大好きです。サッカー以外も身体を動かすことが好きで、大学時代はマラソンやスノーボードもしていました。料理やアウトドア、旅行、ごはん巡りも好きで、まずは春日井市の飲食店にたくさん行ってみたいと思っています。

大学では主に簿記や財務会計を専攻して学んでいましたが、実務との違いを感じながらたくさんの方を学ばせていただいているところです。

至らない点ご迷惑おかけする点があると思いますが、日々勉強して皆様のお役に立てるように精進して参ります。よろしくお願いいたします。

インター
店
便り

やっぱりコメがすき 🍚

文責：大脇

こんにちは。梅の実が色づく頃となりましたがいかがお過ごしでしょうか？

執筆時 5 月中旬、毎週のように、全国のスーパーで販売されたコメの平均価格が 〇 週連続で値上がりとなっている、と報道されています。ただ！言わせてください。コメの販売価格が上がっていても農家は全く儲かっていないんです。そもそも、これまでのコメの価格があまりにも安すぎて、農水省が発表しているコメの生産原価は 1 俵 60kg あたり、約 1 万 5000～1 万 6000 円かかります。それを農協が農家から買い取る価格は、品種によって差は大きいものの、この 10 年間で振り返るとおおよそ 1 万 2000～1 万 3000 円程…つまり、コメを作れば作るほど赤字になるんです 🙄 農家の高齢化もあり、年々廃業される方も増えていく一方…日本の食を守るためにも政府さん！お願いします。

さて、農業だけでなく全産業も従業員の高齢化が進んでいますが、今年の 4 月よりすべての企業に対し、65 歳までの雇用確保制度を設けることが義務付けられました。2025 年 3 月 31 日までは、2012 年度（平成 24 年度）までに労使協定で基準を定め、継続雇用制度の対象者を限定していた企業は、経過措置としてそのままの基準を適用することが認められていました。しかし、その経過措置は 2025 年 3 月 31 日で終了となりました。



具体的に 4 月よりどのような措置を講じないといけないかというと、①定年制の廃止、②65 歳までの定年の引き上げ、③希望者全員の 65 歳までの継続雇用制度の導入、です。

なお、この制度は、あくまでも 65 歳までの雇用を確保する制度を設けることが義務付けられたものであり、「定年を 65 歳にすること」が義務づけられたものではありません。また、希望者に対する措置であり、65 歳までの従業員全員を雇用する義務があるものではない点にも注意が必要です。

また、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、65 歳以上 70 歳までの高齢者で、働く能力や意欲がある方の活躍できる場を確保することを目的とし、企業には、①70 歳までの定年の引き上げ、②定年制の廃止、③70 歳までの継続雇用制度の導入、といった措置を取るよう努めることが定められています。こちら、70 歳まで定年を引き上げることが義務付けられているわけではありません。

昭和初期に 55 歳定年がスタート、医療の進歩もあり、かつての高齢者と現代の高齢者は健康寿命がそもそも異なってきたのもあり定年等は延長になっています。気づいたころには観始めていたアニメ「サザエさん」で出てくる波平さんも 54 歳…あれ、どちらかと言えば伊佐坂先生の年齢に近いわ 🌊 でもまだまだ現役です(笑)

経営
情報

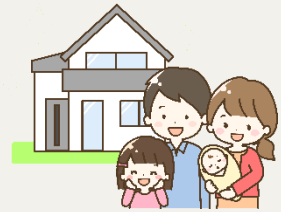
子育て支援に関する政策税制について

文責：吉田

令和 7 年度税制改正により様々な税制の見直しが行われました。
これまでいくつかご紹介させていただきましたが、今回は税制改正大綱の中から子育て支援に関する政策税制を紹介させていただきます。

①住宅ローン減税等に係る所要の措置（令和 6 年 10 月号記載）

- ・住宅ローン控除について、子育て世帯等※に対し、借入限度額を
認定住宅は 5,000 万円、ZEH 水準省エネ住宅は 4,500 万円、
省エネ基準適合住宅は 4,000 万円へと上乗せする。
また、床面積要件を緩和する。
- ・住宅リフォーム税制について、子育て対応改修工事を適用対象に追加する。



これらの措置を令和 6 年に引き続き令和 7 年も実施することになりました。

※「19 歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯」

②生命保険料控除の拡充

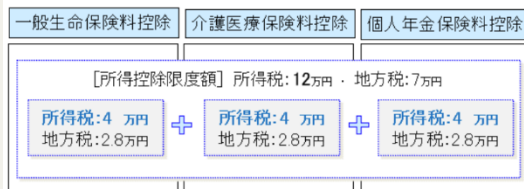
- ・所得税法上の一般生命保険料について、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、当該控除の最高限度額を 6 万円（現行 4 万円）とする。

ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の 12 万円から変更されないため、既に上限額に達している方は本改正の影響はありません。

また、本改正は令和 8 年度に適用できるものになっています。

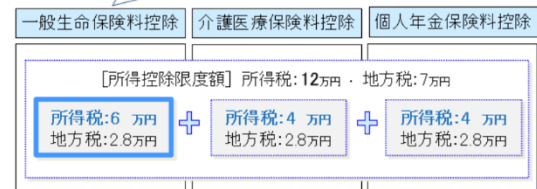
【現行】

※2012年1月以降の契約について



【要望案】

23歳未満の扶養親族
を有する場合



※一時払生命保険については、本制度の控除の適用対象から除外

ご不明な点等ございましたら各担当者までご相談ください。

【参考】・財務省 HP「令和 7 年度税制改正の大綱（1/9）」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_01.htm

- ・財務省 HP「令和 7 年度税制改正の大綱の概要」（「個人所得税」の項目）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_gaiyou.pdf

- ・こども家庭庁 HP「令和 7 年度税制改正の概要」

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/5ae229f2/20241227_policies_budget_52.pdf

6 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分) **納付期限…6 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…6 月 30 日(月)

- ・所得税の予定納税額の通知

6 月 16 日(月)

行楽 日記

EXPO2025 大阪・関西万博開幕

文責：佐久間

今、話題の大阪・関西万博に、4月に行ってきました。

日本で初めて開催された万博といえば1970年の大阪万博ですが、当時は高度経済成長期の日本を象徴するイベントとしてすごく盛り上がったと聞きます。そして2005年に地元愛知で開催された愛・地球博からも早20年の歳月が流れ、今回久々の万博を楽しみにして行きました。

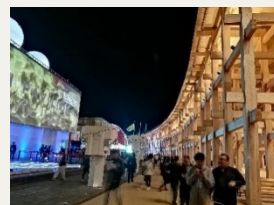
入場については、開幕直前に当日券も導入されたようですが、基本は日時指定の予約制、また人気のパビリオンについても予約制が多かったので、うまく予約が取れば確かに効率よく回れるなど感じました。ただ、パビリオンの予約の機会は当日登録も含めて4～5回あるので、なかなか忙しい準備となりました。

さて、万博ってなにが見られるの？と行ったことのない若い方などは思うかもしれません。

今回のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」。

各国が、未来の食・医療・農業・健康・宇宙開発など様々な分野での最先端の技術や芸術、文化などについて紹介していました。また今回は、持続可能な社会の実現をテーマにしているところが多かったように思います。

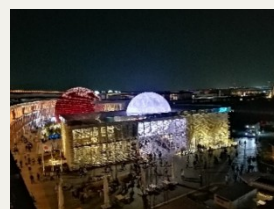
とはいえ難しく考えなくても、iPS細胞から作られた心臓が動くのを見てぎょっとしたり、マツコのアンドロイドと出会って嬉しくなったり、ARデバイスをはめてモンスターハンターの世界の没入空間を体験するなど、感覚的に楽しめるものもたくさんありました。



敷地はUSJの3倍もあり人が多いのは大変ですが、大屋根リングの上を歩くのも景色がよく気持ちいいですし、ミャクミャクと写真を撮る、予約のいないパビリオン・イベントに行ってみる、万博グルメをゆっくり楽しむなど、色々な楽しみ方があるのかなと思いました。



会場には海外の方もいっぱいいてミニ世界旅行に来たような雰囲気もあり、また夜はパビリオンのライトアップが素晴らしかったので、実際、私も会場内をぶらぶら歩いているときが一番心がウキウキしました。



また、会場に行けなくても、バーチャル万博という自分のアバターが参加できるアプリがあるようなので、今度私ものぞいてみたいと思いました。

臨時休業日のお知らせ

6月16日(月)

誠に勝手ながら、上記日程で臨時休業を予定しております。

緊急の場合は三上(090-1830-5990)までご連絡ください。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご了承の程よろしくお願い申し上げます。



無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

日程を調整いたしますので、ご希望のかたはお気軽に担当者までご連絡ください！

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二カ丘 1-38-2

TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info